

平成 26 年第 2 回文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会

著作物等のアーカイブ化の促進について（フランス）

平成 26 年 10 月 20 日

聖法律事務所 弁護士 井奈波朋子

1 制度概観

フランスにおけるデジタル・アーカイブに対応する著作権法の規定として、次の規定が挙げられる（スライド 2）。

①知的財産法典 122-5 条 1 項 8 号（情報社会指令の国内法化）

「公衆に開放される図書館により、博物館により、又は公文書館の業務によって、保存を目的として行われる著作物の複製、又は現場での著作物の閲覧という条件（いずれの経済的又は商業的利益をも求めないことを条件とする。）を維持することを意図される著作物の複製」

本号は、公共図書館等による保存目的での著作物の複製と、現場での著作物の閲覧目的での著作物の複製を、著作権の例外として定めたものである。現場での著作物の閲覧については、商業目的がないことを条件とする。著作物の公衆送信は、本号による例外の射程に入らない。

②書籍電子利用法¹（2012 年 3 月 1 日法）

本法は、未だ著作権保護期間が経過していないものの、商業的に利用されず、図書館以外において公衆がアクセスすることが難しい状態となっている書籍が多数あることに着目し、これらの電子化と配信を促進し、文化財を広く公衆に提供することを目的とする。ただし、真の狙いは、Google に対する対抗措置と言って良い。²

本来であれば、著作権者の許諾なく書籍を電子化し配信することは著作権に抵触するが、保護期間が未だ存続中の書籍について電子化および配信を行うために、権利者すべてを捜し出し、電子化と配信の許諾を得ることは実際上不可能で、採算もとれない。そこで、本法は、上記の目的達成のため、個別の権利者から許可を得なくても、

¹ Loi n° 2012-287 du 1er mars 2012 relative à l'exploitation numérique des livres indisponibles du XXème siècle（20 世紀の入手不可能な書籍の電子的利用に関する 2012 年 3 月 1 日法 2012-287 号）

² 「事業者の発意（特に、Google）は、権利のある作品であろうと、権利からフリーとなった作品であろうとお構いなく電子化する方針であるが、これが緊急に立法を必要とした。民間が公共財を奪う危険は、公の介入を正当化する」書籍電子利用法に関する下院の報告書より

集中管理を導入することによって、立法的に違法性を回避しようと試みた。

③孤児著作物指令の国内法化（立法準備中）

現在、孤児著作物指令の国内法化に向け、検討が進んでいる。著作権最高評議会（CSPLA³）が、一応の、法律・規則（デクレ・アレテ）の草案⁴を完成させたようではあるが、未だ、国会（上院・下院）には上程されていない模様である。欧州指令によれば、国内法化の期限は2014年10月であるが、期限内にフランスが国内法化を達成することは困難ではないかと思われる。

これらの制度の関係は、次のとおりである（スライド3）

公共機関が利用できる制度	民間が利用できる制度
知的財産法典 122-5 条 1 項 8 号 書籍電子利用法（特に 134-8 条） 孤児著作物指令の国内法化	書籍電子利用法

書籍電子利用法には、利用できる主体を制限する規定は特に存在しないので、公共機関も当該制度を利用できると理解される。ただし、有償の利用が原則であり、134-8 条の規定の適用を受ける場合は無償の利用が可能となる。書籍電子利用法については、孤児著作物指令を国内法化する立法との関係が問題となりうる（後述）。

2 書籍電子利用法の簡単な説明

(1) 書籍電子利用法のスキーム（スライド4）

書籍電子利用法は、概略、フランス国立図書館が入手不可能な20世紀の書籍のデータベースを整備し、データベースに登録された書籍について、認可された集中管理団体が、利用者に対し、複製と配信に関する利用許諾と利用料の徴収を行い、著作権者や出版者に徴収した利用料を分配する制度である。

データベース（ReLIRE⁵）は、フランス国立図書館のHP中に開設され、稼働している。SOFIA⁶は、公貸権や複写複製権を管理している既存の集中管理団体であり、書籍電子利用法について認可⁷を受け、集中管理を行っている。

入手不可能な書籍の著作者またはその書籍に対して印刷形式における複製権を有する出版者は、入手不可能な書籍がデータベースに登録されたときから、6か月以内に、

³ Le Conseil supérieur de la propriété littéraire et artistique

⁴ avant-projet（2014年6月4日版）

<http://www.nextinpact.com/news/87990-oeuvres-orphelines-futurs-textes-daurelie-filippetti.htm> から草案が入手できる

⁵ Registre des Livres Indisponibles en Réédition Électronique の略

⁶ <http://www.la-sofia.org/sofia/Adherents/index.jsp?lang=fr>

⁷ Arrêté du 21 mars 2013 portant agrément de la Société française des intérêts des auteurs de l'écrit

異議を申立てることができる（134-4条I第1項）。著作者や出版者が異議を述べない場合には、データベースに登録されたままになり、集中管理システムに組み込まれ、集中管理団体によって電子化と配信が許諾される。なお、一旦、集中管理に組み込まれた場合であっても、著作者および印刷形式における複製権を有する出版者は、書籍を集中管理の対象から外すことができる（134-4条、134-6条）。

SOFIAは、まず、入手不可能な書籍の印刷形式による複製権を有する出版者に対し、当該書籍の電子化および配信による利用許諾を提案し、出版者がそれを承諾すれば、集中管理団体が、10年間（更新可能）の独占的利用許諾を与える（134-5条）。出版者は、定められた期限内に電子化と配信を行い、利用料をSOFIAに納め、著作者に分配される。したがって、印刷形式の出版者に利用の優先権がある。

出版者が提案を拒否した場合には、第三者に対する利用許諾が行われる。第三者に対する許諾は、5年間（更新可能）の非独占的許諾である（134-3条）。第三者から徴収した著作権料は、出版者と著作者で分配される。

(2) 書籍電子利用法の運用状況（スライド5）

毎年1回（3月21日付け）で、新たな書籍リストが、ReLIREのサイトで公表される。運用は、2013年3月21日から始まっている。翌年の同日まで、このリストに書籍が追加されることはない。集中管理を希望しない者は、6か月以内、つまり毎年9月21日前までに通知して集中管理の対象から外すことができる。6か月以内に異議がなければReLIREに登録され、集中管理の対象になる。

2014年9月21日時点で集中管理の対象とされた書籍は、34,700点⁸。なお、2013年3月にリストに掲載された書籍は、主に、文学、歴史、人文科学、社会科学に関する書籍で60,000点、2013年7月1日で、異議が956件、リストへの追加要請200件⁹。なお、数字が合わない理由は不明である。

3 孤児著作物指令について

(1) 孤児著作物指令の国内法化の対応状況（スライド6）

①書籍電子利用法

書籍電子利用法は、孤児著作物に関する定義規定のみを新設した（113-10条¹⁰）。書籍電子利用法では、定義を導入しただけであって、孤児著作物にどのような法的効果

⁸ <https://relire.bnf.fr/accueil>

⁹

<http://www.la-sofia.org/sofia/webdav/site/Sofia/shared/Lettre%20dinfo/lettrinfoSofia3.pdf>

¹⁰知的財産法典第113-10条「1. 孤児著作物とは、入念な、明確かつ真摯な調査にもかかわらず、その権利者が識別または所在不明である保護され公表された著作物をいう。2. 権利者が一人以上存在する著作物で、これらの権利者のうち一人が識別されかつ所在確認されているときは、著作物は孤児著作物とみなされない。」

を結びつけるかに関する規定は、完全に欠落している。

②孤児著作物指令の国内法化

現在検討中の孤児著作物指令を国内法化する草案は、概略、欧州指令の規定をほぼそのまま国内法に流用した内容になっている。

草案では、知的財産法典第1部第1編第3章第5節として、「孤児著作物のある使用に関する特別規定」の新設が予定されている。

この草案によれば、書籍電子利用法で新設された現行の孤児著作物に関する113-10条の定義および書籍電子利用法について、特段の変更を加える規定は存在しない。したがって、現段階では、書籍電子利用法は、従前のまま維持されるのではないかと思われるが、そうすると両制度の整合性に疑義が生じる（後述）。

(2) 草案の概要（スライド7）

①利用対象となる孤児著作物

「公衆がアクセス可能な図書館、博物館、文書館、映画または音声遺産の保存機関、教育施設または公共放送機関に収蔵された書籍、専門誌、新聞、雑誌その他の文書の形式により発行された著作物」と「2003年1月1日より前に公共放送機関によって製作されそのアーカイブに属する映像または音声の著作物」である。「独立した著作物として存在する写真および固定画像を除く」（新設予定の135-1条）。

②孤児著作物を利用できる受益機関

「公衆がアクセス可能な図書館、博物館、文書館、映画または音声遺産の保存機関、教育施設または公共放送機関」（以下、これらを「文化施設」という）である（新設予定の135-1条）。

③孤児著作物の利用態様

文化施設は、文化的教育的使命の範囲で利用し、経済的商業的利益を追求しないこと、識別された権利者の名前に言及すること、文化担当大臣（または指定機関）へ後述の通知をすることを条件として、公衆への利用可能化と複製（目的を電子化、利用可能化、インデックス化、カタログ化、保存または修復とする）ができる（新設予定の135-6条）。

④「入念な、明確かつ真摯な調査」（113-10条）

「入念な、明確かつ真摯な調査」（113-10条）とあり、一見、指令の入念な調査より厳格な調査が求められるかのようなようであるが、指令と同程度の調査と理解されている。調査の具体的な情報源は、アレテで定められる。草案では、指令のANNEXをほぼ流用しているが、付加された情報源もある。

⑤入念な調査の実施

入念な調査は、最初の公表があった構成国内において、受益者である文化施設によ

って実施される。利用を希望し調査を実施した文化施設は、利用前に、調査結果と利用について、文化担当大臣（またはその指定機関）に通知することとされ、文化担当大臣（またはその指定機関）は、OHIMに通知する。このようにしてOHIMのDBに情報が登録される（新設予定の135-4条）。これらの情報は、OHIMのデータベースを通じて情報を共有される（新設予定の規則135-3条）。すでにOHIMのDBに情報が登録されている場合には、文化施設は調査をする必要はないが、利用について文化担当大臣または指定機関への通知は必要となる（新設予定の135-5条）。

⑥孤児著作物でなくなった場合

孤児著作物の著作者または他の権利者が、文化施設に対してその権利を主張し正当化する場合、文化施設は、文化担当大臣（またはその指定機関）に連絡し、OHIMに伝達する。文化施設は、権利者が使用継続を許諾しない限り、文化施設は、使用を停止しなければならない。文化施設は、権利者に対して、権利者がこの使用により被った損害に対し公正な補償をする。補償は、関係する業界において実施されている料金を考慮して定められる（新設予定の135-8条）。文化施設が、使用料を使用者に負担させることも想定されている（新設予定の規則135-4条）。

4 これらの制度に関する問題点

(1) 書籍電子利用法について（スライド8）

①孤児著作物に関する入念な調査

入手不可能な書籍には、孤児著作物となりうる書籍も含まれる。孤児著作物の定義からすれば、孤児著作物と判断されるには、入念な調査が必要とされる（113-10条）。しかし、孤児著作物となりうる入手不可能な書籍について、入念な調査が必要なのかどうか、入念な調査が必要ならば誰が調査義務を負うか、という点に関して、明らかではない。

逆説的ではあるが、入念な調査がされなければ、著作権者不明の著作物として孤児著作物という評価もされない。そこで、入手不可能な書籍としてデータベースに登録されれば、孤児著作物となりうる書籍であっても、入念な調査なく集中管理下に置かれるのではないかと考えられる。孤児著作物に関してはデータベース登録にも異議が述べられる可能性が少ないので、その傾向にいつそう拍車をかけるのではないかと推測される。

②出版者が著作権料の分配を受ける理由が不明

書籍電子利用法によれば、出版者は、集中管理団体から出版者が使用料の分配を受けることになる。しかし、出版者がどのような法的根拠に基づいて使用料の分配を受けるのか、不明である。つまり、出版者は、一般に、集中管理の対象となりうる「20世紀の入手不可能な書籍」については、著作者との間において、書籍を印刷して発行する権利を出版者が有するという内容の契約はしていても、書籍を電子化して配信

する権利を出版者が有するという内容の契約は取り交わしていないと考えられる。そのため、出版者は、契約に基づき著作物を印刷形式で複製することができるにしても、電子化や配信に対する権利を有するかどうか明確ではなく、むしろ、契約がない場合、電子化および配信を行う権利は、著作権者に帰属するはずである。ところが、書籍電子利用法では、出版者が法律上の資格があるのかどうか疑わしいのに、あたかも著作権者か著作隣接権者のような形で集中管理団体の会員になり、集中管理団体から分配される著作権料を受領することになる。

そういう意味で、書籍電子利用法は、著作権法上の定めとはいえ、著作権法の枠組みからは逸脱した政策的色彩が強い。

(2) 孤児著作物指令の国内法化について (スライド9)

①挿入された固定画像や雑誌など共同著作物の扱い

フランス法における現行の定義規定(113-10条)では、すべての著作物が孤児著作物の適用対象となる。ただし、例外規定の適用を受ける著作物は、欧州指令に合わせて限定され、独立の固定画像は除外される予定である(新設予定の135-1条)。

ところで、現行法113-10条2項は、権利者のうち一人が判明しかつ所在確認されていれば孤児著作物とみなされないと定める。そのため、共同著作物が孤児著作物と扱われる場合は限定されるのではないかと考えられた。しかし、この点も、欧州指令に合わせて、権利者のうち一人が判明しかつ所在確認されても、その権利者が承諾していれば、著作物一体として利用の対象とされる予定である。

このように、共同著作物についての利用可能性は広げられるとしても、たとえば、イラスト入りの雑誌や専門誌などのように、挿入した固定画像その他著作者の異なる著作物については、それぞれの著作者について入念な調査が必要となる。そのため、ユーザー側からは、紙面全体の電子化を妨げるとの危惧が示され、著作権者によるオプトアウトの手法を採用すべきとの意見がある。

②入念な調査(調査の程度、費用、コントロール主体)

指令のANNEXに若干の補充をした調査源が、アレテにおいて定められる予定である。これら調査源について、これらに問い合わせをすれば、入念な調査をしたと判断されるのか、これらすべての調査源に問い合わせをしなければならないのか、また、これらの調査が、有償か無償か、有償の場合に誰が費用を負担するのか、等の問題がある。

また、入念な調査であることについて、誰がコントロールするのも問題とされている。

③有償の提供

入念な調査費用や電子化費用をどのようにしてまかなうかという問題である。指令6条2項は、電子化と孤児著作物の公衆への提供に係る費用をカバーする目的のみ

のために、文化施設が収入を得ることができると定める。これを受け、フランスで検討中の草案では、文化施設による有償の提供も想定されている。¹¹

指令 6 条 2 項の問題でもあるが、電子化および公衆へ提供する費用には、入念な調査のコストも含むかどうかという問題がある。そもそも著名性がない孤児著作物を有償で提供しても費用を賄うことはできないと想定されるから、これらの費用をカバーするための他の財源が探索される必要が求められている。

④利用者による利用

検討中の草案においては明記されていないが、エンドユーザーは、当然、私的複製の例外の範囲での複製が認められるのみで、商業的使用は禁止されると解釈されている。これに関連して、エンドユーザーによる著作物に対するアクセスや複製の可能性を制限する技術的保護手段を導入すべきかについても検討課題とされている。

(3) 両制度の関係について－134-8 条¹²の扱い（スライド 10）

書籍電子利用法によって導入された 134-8 条は、集中管理団体が、公共図書館に対して、最初の利用許諾から 10 年たっても印刷形式における複製権を有する権利者が見つからなかった入手不可能な書籍である蔵書をデジタル形式で複製し、登録者に向けて無償で配信することを許諾することを定める。

本条は、公共図書館と一般の出版者が競業を避けるための規定と考えられる。まず、①印刷形式の複製権の権利者が見つかっている場合には、本条の適用はなく、公共図書館による無償配信はされない。②10 年たっても印刷形式の権利者が見つからない書籍が公共図書館における電子化および配信の対象となるので、公共図書館が無償配信するには少なくとも 10 年間の待機が必要となる。③デジタル形式での無償の複製・頒布は、図書館の登録者に限られる（公衆への配信でなく、ID で管理される）。④出版者や著作者は、データベース登録などに異議を述べることによって、集中管理の対象から該当の書籍を除外することができる。⑤集中管理団体は、正当な理由のある場合、デジタル形式での頒布に許諾を与えないことができる。このように書籍電子利用法の下では、公共図書館は、入手不可能な書籍を無償で配信できるとはいえ、一般の出版

¹¹ 新設予定の規則 135-4 条「受益機関が、使用者の負担で、金銭的分配をうける場合、その額は、孤児著作物の電子化および利用可能化の費用の額を超えてはならない」

¹² 134-8 条

1 正当な理由のある拒絶の場合を除き、134-3 条に定める著作権管理団体は、公衆がアクセス可能な図書館に対し、最初の利用許諾から 10 年の期限内に印刷形式における複製権を有する者が誰も見つからなかった、その図書館が所蔵する入手不可能な書籍について、その登録者に、デジタル形式で複製および頒布することを、無償で、許諾する。

2 第 1 項に定める許諾は、受益者たる機関が何ら経済的または商業的恩恵を求めないことを条件として与えられる。

3 印刷形態の書籍の複製権を有する者は、いつでも、無償の許諾を著作権集中管理団体から直ちに撤回する権利を有する。

者と比べ、後退を余儀なくされている。

ところで、本条の射程は、出版者以外に複製権者が見つからない場合であり、孤児著作物も射程に入る。そのため、孤児著作物をそのまま国内法化すれば、本条と重複する場面があり、そこでは矛盾が生じることになる（スライド11）。まず、①書籍電子利用法によれば、利用の対象が、10年間複製権者が見つからなかった入手不可能な書籍である蔵書に限定されている。しかし、孤児著作物指令によれば、10年間という制限はなく、待機は要求されない。②制度を利用できる者は、書籍電子利用法の場合、公共図書館に限定されているのに対し、孤児著作物指令はより適用範囲が広い。そのため、公共図書館のみが書籍電子利用法の適用を受けるのかという疑義が生じる。また、③エンドユーザーとして、書籍電子利用法は、公共図書館の登録者を想定しているのに対し、孤児著作物指令は特に限定を設けていない。

現段階において、草案では、本条その他書籍電子利用法の規定に関する修正案は存在しない。そのため、両制度の棲み分けをどう解決するのか全く不明である。本条が残されるとしても、死文化するのではないかと考える。そうすると、孤児著作物指令の国内法化によって、一般の出版者への配慮は無に帰するのではないかと懸念される。

以上